

## 地域活動支援事業実施要領

### 1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付け環産産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第7項の規定に基づき、同条第1項第1号の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

### 2 事業の実施方法等

#### (1) 申請事業案件の要件

本事業の対象となる案件は、要綱第4条第1項第1号のア～エのいずれかに該当する事業であること。

また、本事業の効果については、支援等を受けた者（団体・個人等）のその後の温室効果ガス削減行動の変化について、アンケート等の事後調査により評価を行うこと。

なお、事業の実施にあたっては、以下の点に十分留意すること。

ア 事業の実施による二酸化炭素排出削減量を上記評価結果により算出される削減量を指標とするなどにより推計すること。

イ 環境省及び各都道府県等が行う地球温暖化防止に向けた活動と整合を図り、連携をとること。

#### (2) 補助対象経費

本経費は事業の遂行に真に必要な経費のみ認めるものであり、以下の経費については、一切対象としない。

ア 机、椅子等の調度品、複写機等のOA機器など、補助事業者が通常備えるべき設備備品を購入するための経費

イ ホームページの開設、通信回線の付設など、補助事業者の生活基盤を整備するための経費

ウ 事故・災害の処理のための経費

エ その他補助事業の実施に関連性のない経費

### 附 則

この実施要領は、平成22年4月1日から施行する。